

## 平成27年度 第5回理事会

日 時 平成27年8月7日（金） 15:30～16:30

場 所 森林整備センター役員会議室（川崎市）

### I. 報 告

1. 人を対象とする医学系研究に関する倫理規定の制定について
2. 情報セキュリティポリシーの改正について
3. 調達合理化の策定について
4. 特定母樹等普及促進委員会の開催について
5. 水源林造成事業における全国労働安全週および準備月間の取組について
6. その他

### 資 料

- I-1. 人を対象とする医学系研究に関する倫理規定の制定について
- I-2. 情報セキュリティポリシーの改正について
- I-3. 調達合理化の策定について
- I-4. 特定母樹等普及促進委員会の開催について
- I-5. 水源林造成事業における全国労働安全週および準備月間の取組について

## 「国立研究開発法人森林総合研究所人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」の制定について

当所における疫学研究に対する倫理審査は、「疫学研究に関する倫理指針」（平成 14 年施行）を規範に制定された「国立研究開発法人森林総合研究所疫学研究倫理審査規則」（平成 16 年 6 月 11 日 16 森林総研 395 号）に基づいて実施されてきた。

しかしながら平成 26 年 12 月、近年の研究の多様化に伴い、「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」（平成 15 年施行）が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に統合された。

この指針では、研究者等の責務、インフォームド・コンセント、個人情報の保護等が従来の指針に比べて詳述され、更には研究の信頼性確保等が項目として追加されたことから、研究に係る審査規則である「国立研究開発法人森林総合研究所疫学研究倫理審査規則」を廃止し、研究に関する倫理規定として「国立研究開発法人森林総合研究所人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」を制定する。

新たに制定する倫理規程の主なポイントは、下記の通りである。

### 記

- ① 倫理規程の対象となる研究の範囲を明らかにした。
- ② 研究は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を規範として行うことを基本方針として定めた。
- ③ 理事長、研究責任者及び研究者等の責務を定めた。
- ④ 倫理教育の受講を義務化した。
- ⑤ 倫理審査委員会の委員の半数以上を外部委員によることとした。
- ⑥ インフォームド・コンセントの内容、手続きを明らかにした。
- ⑦ 個人情報の取扱いについて、「国立研究開発法人森林総合研究所における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程」に基づき管理することとした。
- ⑧ 利益相反に関する対応を定めた。
- ⑨ 研究計画書、インフォームド・コンセントの様式を具体的に定めた。

## 人を対象とする医学系研究に関する倫理規程

平成27年8月3日  
27森林総研第654号

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が行う人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めることにより、研究が倫理的に適正に実施されることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「人を対象とする医学系研究」とは、人（試料・情報）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。このため、環境衛生分野、労働安全衛生分野等で、個人の健康に関する情報を用いた疫学的手法による研究及び質的研究はこれに含まれるが、心理学、社会学、教育学等の人文・社会科学分野のみに係る研究や、工学分野等の研究のうち、国民の健康の保持増進に資する知識を得ること、生活の質の向上に資する知識を得ることを目的としないものは対象外とする。また、侵襲を伴わず、かつ介入を行わずに研究対象者から新たに取得した試料・情報を用いる研究や、既存試料・情報を用いる研究もこれに含まれる。
- 二 「研究責任者」とは、研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。
- 三 「研究者等」とは、研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる関係者をいい、研究機関以外において既存試料・情報の提供のみを行う者及び委託を受けて研究に関する業務の一部に従事する者を除く。
- 四 「インフォームド・コンセント」とは、研究対象者又はその代諾者（以下「研究対象者等」という。）が、実施又は継続されようとする研究に関して、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいて研究者等に対し与える、当該研究を実施又は継続されることに関する同意をいう。

### (基本方針)

第3条 研究所における研究の実施に当たっては、①社会的及び学術的な意義を有する研究の実施、②研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保、③研究対象者への負担並び

に予測されるリスク及び利益の総合的評価、④独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査、⑤事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意、⑥社会的に弱い立場にある者への特別な配慮、⑦個人情報等の保護、⑧研究の質及び透明性の確保を基本方針とする「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日文部科学省・厚生労働省告示3号。以下「指針」という。）を規範として研究を行うこととする。

（理事長の責務）

第4条 理事長は、研究所において行われる研究が適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

2 理事長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底することとする。

3 理事長は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けたものが遵守すべき事項について、文書による契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（研究責任者の責務）

第5条 研究責任者は、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう、研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の作成に当たって、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。

2 研究責任者は、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。

3 研究責任者は、研究の実施に係る必要な情報を収集するなど、研究の適正な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めなければならない。

4 研究責任者は、研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報であって研究の継続に影響を与えると考えられるものを得た場合（5に該当する場合を除く。）には、遅滞なく、理事長に対して報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。

5 研究責任者は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、速やかに理事長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。

6 研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合又は当該研究により十分な成果が得られた若しくは十分な成果が得られないと判断される場合には、当該研究を中止しなければならない。

7 研究責任者は、他の研究機関と共同で研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し、当該研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。

- 2 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等（以下「相談等」という。）に適切かつ迅速に対応しなければならない。
- 3 研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。
- 4 研究者等は、研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに研究機関の長及び研究責任者に報告しなければならない。
- 5 研究者等は、法令、指針等を遵守し、倫理審査委員会の審査及び理事長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。
- 6 研究者等は、研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合（次項に該当する場合を除く。）には、速やかに研究責任者に報告しなければならない。
- 7 研究者等は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、速やかに研究責任者又は理事長に報告しなければならない。

(教育・研修)

第7条 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。

(研究計画書の作成)

第8条 研究責任者は、研究を実施（研究を変更して実施する場合も含む。）しようとするときは、あらかじめ第5条第1項に定める研究計画書（以下、「研究計画書」という。）（様式1）を作成し、理事長の許可を受けなければならない。

(委員会の設置)

第9条 理事長は、研究に関する審査を行うため、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第10条 委員会の委員は次の各号に掲げる委員をもって組織することとし、その任期は3年とする。

- 一 研究所外の学識経験者 3名
- 二 理事長が指名する役職員 2名
- 2 委員は、医学・医療の専門家、法律学の専門家など人文・社会科学の有識者、一般の立場を代表する者、当所の研究職員（当該職員の担当する研究が審査の対象となる

場合は、委員として委員会に参加することはできない。)の中から理事長が委嘱又は指名する。

- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員会の事務は、企画部研究管理科において行う。

#### (審査等)

第11条 委員会は、理事長の諮問に応じ倫理的観点及び科学的観点から、研究の実施の適否等について審査を行う。

- 2 審査結果は、「承認」、「条件付き承認」、「不承認」、「該当せず」(様式2)のいずれかとする。
- 3 委員会は委員の過半数の出席を要し、決定は出席委員の過半数の賛成をもって行う。
- 4 委員長は1の審査が書類審査に適すると判断した場合は、書類審査(様式3)により審議を行うことができる。

#### (研究計画の可否の決定)

第12条 理事長は、委員会の審査結果を尊重し、研究の実施について許可を与え、又は与えないものとし、申請者に判定通知書(様式3)を交付し通知する。

#### (インフォームド・コンセント)

第13条 研究者等は、研究を実施しようとするときは、前条の許可を受けた研究の実施に係る研究計画書に定めるところにより、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、侵襲や介入を伴わず、かつ、人体から取得された試料を用いない研究にあつては、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、その場合にあつては、あらかじめ情報を通知・公開し、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。

- 2 研究者がインフォームド・コンセントを受けようとするときは、研究対象者等に対し、実施又は継続しようとする研究に関して、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果(リスク及び利益を含む。)等について十分な説明を行わなければならない。また、インフォームド・コンセントの実施は研究対象者等の自由意思によることとし、研究対象者等に対し研究への協力を強要してはならない。
- 3 インフォームド・コンセントは、原則として文書(様式4参考例)により受けなければならない。ただし、侵襲伴わない研究にあつては、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、こうした場合にあつては、前項の説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに同意の内容に関する記録を作成しなければならない。
- 4 研究者等は、研究対象者が未成年、障害者、高齢者等あらかじめ本人からインフォームド・コンセントを受けることが難しい場合には、指針に従って適切な措置を行うものとする。

(個人情報)

- 第14条 研究者等は、個人情報の取扱いに関しては、「国立研究開発法人森林総合研究所における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程」に基づき適切に管理するものとする。
- 2 研究者等は、研究の実施に当たって、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。また、研究者等は、原則としてあらかじめ研究対象者等から同意を受けている範囲を超えて、研究の実施に伴って取得された個人情報等を取り扱ってはならない。
- 3 研究者等は、研究の結果を公表するときは、個々の研究対象者を特定できないようにしなければならない。
- 4 理事長は、研究の実施に伴って取得し、保有している個人情報の開示等については、指針に従って適切に実施するものとする。

(利益相反の管理)

- 第15条 研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

(報告)

- 第16条 研究責任者は、研究を終了したときは、その旨及び研究の結果概要を理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、研究責任者から前項の報告を受けたときは、委員会に研究終了の旨及び研究の結果概要を報告しなければならない。
- 3 研究責任者は、研究期間が3年以上にわたる場合は、あらかじめ研究の実施状況について理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、研究責任者から前項の報告を受けたときは、研究の実施状況について委員会に報告しなければならない。

(公開)

- 第17条 研究所が行う研究について委員会で審査を行った場合は、その結果をホームページ等で公開する。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護のため非公開とすることが必要な部分についてはこの限りでない。

(その他)

- 第18条 外部の研究機関と共同して行う研究については、外部の研究機関から依頼があれば、その研究について研究所で行う当該研究の審査と併せて委員会で審査を行うことができる。
- 2 外部の機関が研究所の委員会に審査を依頼する場合は、理事長あてに依頼し、審査結果については、理事長から依頼者に報告する（様式6参考例）。

附則

国立研究開発法人森林総合研究所疫学研究倫理審査規則は廃止する。

様式 1

|     |  |
|-----|--|
| 決裁欄 |  |
|-----|--|

人を対象とする医学系研究計画書

平成 年 月 日

国立研究開発法人森林総合研究所理事長 殿

研究責任者  
所 属  
氏 名

- 1 研究課題名
- 2 研究の実施体制（研究機関の名称及び研究者氏名）
- 3 研究の目的及び意義、内容
- 4 研究方法及び期間
- 5 研究対象者の選定方針
- 6 研究の科学的合理性の根拠
- 7 インフォームド・コンセントを受ける手続き等（研究対象者が未成年の場合は本人の意思の確認方法を含む）
- 8 個人情報等の取扱い（匿名化する場合はその方法）
- 9 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策
- 10 試料・情報の保管及び廃棄の方法
- 11 利益相反に関する状況
- 12 研究に関する情報公開の方法

- 13 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応
- 14 当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無
- 15 研究に関する業務の一部を委託する場合、当該業務内容と委託先の監督方法

様式2

人を対象とする医学系研究計画についての答申書

平成 年 月 日

国立研究開発法人森林総合研究所理事長 殿

倫理審査委員会委員長

氏 名 印

諮問のあった研究責任者〇〇〇〇が作成した研究課題「〇〇〇〇〇〇」に関する研究計画書を審査した結果、以下のとおり判定したので答申する。

判定結果（いずれかに○印をつける。）

- 1 承認
- 2 条件付き承認
- 3 不承認
- 4 該当せず

注：条件付き承認の場合はその条件、不承認の場合はその理由について記載する。

様式3

人を対象とする医学系研究計画についての書類審査書

平成 年 月 日

倫理審査委員会委員長 殿

委員  
氏名 印

研究責任者〇〇〇〇が作成した研究課題「〇〇〇〇〇〇」に関する研究計画を審査し以下のとおり判定したので報告する。

判定結果（いずれかに○印をつける。）

- 1 承認
- 2 条件付き承認
- 3 不承認
- 4 該当せず

注：条件付き承認の場合はその条件、不承認の場合はその理由について記載する。

様式4

番 号  
年 月 日

判定通知書

研究責任者  
所 属  
氏 名 殿

国立研究開発法人森林総合研究所理事長

先に申請のあった研究課題「〇〇〇〇〇」に関する研究計画については、以下のとおり判定したので通知する。

判定結果（いずれかに○印をつける。）

- 1 許可する
- 2 許可しない

様式5（参考例）

説明書

研究対象者となられる皆様へ

研究責任者 所 属  
氏 名

研究への協力を頂くに当たって、以下に本研究の内容等について説明致しますので、よくお読みの上、ご理解、ご賛同頂ける場合は、同意書に署名捺印をお願いします。

なお、ご協力を頂いた結果得られた情報は、本研究以外に使用しないこと及び個人情報の取扱いについてはその保護に十分配慮するものであることを申し添えます。

- 1 研究の名称及び当該研究の実施について理事長の許可を受けている旨
- 2 研究機関の名称及び研究者の氏名
- 3 研究の目的及び内容  
研究の内容には、内容、実験等の具体的方法、考えられる危険性、研究成果の取り扱い等について記載する
- 4 研究の方法及び期間
- 5 研究対象者として選定された理由
- 6 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益
- 7 研究が実施されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨
- 8 研究が実施されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨
- 9 研究に関する情報公開の方法
- 10 個人情報等の取扱い
- 11 試料・情報の保管及び廃棄の方法

- 12 利益相反に関する状況
- 13 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応
- 14 当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容

同意書

研究責任者 殿

私は、上記の研究について説明を受け内容等について十分理解しました。本書への署名、捺印をもって当研究の対象者として協力することに同意致します。

平成 年 月 日

住所：

氏名： 印

(注： 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。)

様式6（参考例）

番 号  
年 月 日

人を対象とする医学系研究計画の審査依頼書

国立研究開発法人森林総合研究所理事長 殿

〇〇〇〇研究所 所長〇〇〇〇

貴所の委託を受けて行っている研究「〇〇〇〇〇」について、別紙の研究計画を審査頂きたく依頼します。

（別紙計画書を添付）

番 号  
年 月 日

審査結果報告書

〇〇〇〇研究所 所長〇〇〇〇殿

国立研究開発法人森林総合研究所理事長

ご依頼頂いた研究「〇〇〇〇〇」の研究計画の審査について、当所の倫理審査委員会で審査したところ、下記のとおりの結果となりましたので報告致します。

記

判定結果（いずれかに○印をつける。）

- 1 許可する
- 2 許可しない

## 国立研究開発法人森林総合研究所情報セキュリティポリシーの制定について

情報セキュリティ政策会議（内閣サイバーセキュリティセンター）により示された「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）」に合致するセキュリティポリシー策定が求められています。これを受け、当研究所で作成したセキュリティポリシー（案）が、平成27年7月30日の情報セキュリティ委員会において承認されました。

新たに制定された「国立研究開発法人森林総合研究所セキュリティポリシー」が9月1日から施行されますのでお知らせいたします。

## 現行の情報セキュリティポリシーとの主な変更・追加点

### I 新たな脅威への対応のための基準の追加

1. 標的型攻撃等への対策（第 106 条等）：巧妙な標的型攻撃等による攻撃に備える。
2. サプライチェーン・リスクへの対策（第 65 条等）：調達する機器等に情報セキュリティ対策がなされるよう機器等の選定基準及び納入時の確認・検査手続を整備。

### II 不明確でわかりにくい基準の明確化

1. 情報セキュリティインシデント発生時における体制への対応（第 13 条）：情報セキュリティ緊急支援チーム（CSIRT）を整備し、セキュリティインシデントに備える。  
→ 研究情報科を中心に CSIRT を結成する。併せて訓練も実施する。
2. 情報セキュリティ水準を適切に維持するための対応（第 15 条等）：本セキュリティポリシーに定められた対策を実施するため、具体的な実施手順を定める。  
→ 状況の変化に合わせ、手続き等を迅速に制定、改訂。
3. 情報をバックアップする際の対応（第 50 条等）：適切な方法で情報のバックアップを実施する。 → 各自がバックアップに責任を持つ。
4. クラウドコンピューティングサービス等への対応（第 60 条等）：要機密情報を取り扱わない場合であっても外部サービス（クラウドコンピューティングサービス等）を利用する際には、利用できる業務の範囲、利用手続及び運用手順等を規定する。  
→ フリーメール等について手続きを制定する。
5. 外部サービス等への対応（第 63 条等）：外部サービス（ソーシャルネットワーキングサービスを含む）を利用する際には一次情報源を確認できる形で情報を発信。  
→ 発信する情報に関する責任を明確化。
6. 情報システムの適切な維持管理（第 70 条等）：情報セキュリティを適切に維持するためには、情報システムの企画及び運用等の各段階において、セキュリティ要件が適切に運用されるよう管理する。 → 情報セキュリティ責任者等による管理・運用の強化。
7. LAN で接続された複合機への対応（第 123 条等）：LAN に接続された複合機等を含む全ての情報システムを適切に管理。 → タブレット、スマホ等の登録、管理。
8. セキュリティを意識した情報システム利用への対応（第 143 条等）：情報システムを適切に利用するための規定を整備する。 → 例) 研修生の情報システム利用届出。

# 平成26年度の統一基準改訂概要

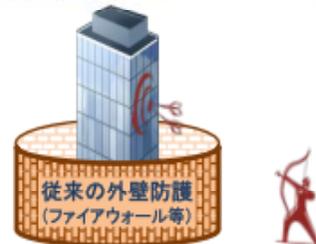
## ◆ 新たな脅威への対応のための基準の追加

### 主な改定内容(※)

#### ◆ 標的型攻撃への対策

- 標的型攻撃から守るべき重点業務等を特定し、関係する情報システムについて、内部侵入を早期発見し、活動を困難化するための対策を計画的に講ずる。

標的型攻撃のイメージ



- ・特定の組織の情報に狙い
- ・従来の外壁防護を無効化

内部対策の強化が重要

#### ◆ サプライチェーン・リスクへの対策

- 情報システムの構築等の外部委託の際、委託先における不正機能の混入防止のため、厳正な管理を要求。



## ◆ 不明確で分かりにくい基準の明確化

#### ◆ 分かりやすく、守られやすい基準

- 定義や用語の明瞭化・簡潔化、冗長表現の排除、名宛人毎の遵守事項の集約化、形骸化した規定の見直し等により、分かりやすく、守られやすい基準作りを目指す。

(現行の統一基準における規定の例)

行政事務従事者は、障害・事故等の発生を知った場合には、それに関係する者に連絡するとともに、統括情報セキュリティ責任者が定めた報告手順により、障害・事故等に対応する責任者、及び障害・事故等に対応する責任者を通じて最高情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。

ただし、緊急やむを得ない事情により、障害・事故等に対応する責任者に報告することができない場合は、定められた報告手順に従って、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。



(見直し案)

行政事務従事者は、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、各府省庁の報告窓口に速やかに連絡し、指示に従うこと。

## 平成27年度国立研究開発法人森林総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人森林総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立研究開発法人森林総合研究所における平成26年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は290件、契約金額は18.6億円である。また、競争性のある契約は222件（76.6%）、16.6億円（89.2%）、競争性のない契約は68件（23.4%）、2.0億円（10.8%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の件数の増減は無いが、金額は、0.1億円の減となっている。競争性のない随意契約の主なものは、研究所等の土地、職員宿舎等の賃貸借契約等の特定の者からの調達によるものである。

また、競争性のある契約に関わる件数、金額が大きく減少しているが、減少の主な要因は、森林整備センターで実施していた特定中山間保全整備事業の工事・コンサルタント等契約が事業完了により減少したことなどである。

平成26年度の競争性のない随意契約の主な類型は、以下のとおりである。（ ）内は前年度

- ① 研究所等の土地、職員宿舎等の賃貸借契約 44件0.8億円(52件1.7億円)
- ② 国等の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であつて、当該事業の一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託したもの 16件0.9億円(8件0.1億円)

表1 平成26年度の国立研究開発法人森林総合研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

|              | 平成25年度           |                   | 平成26年度           |                   | 比較増△減              |                       |
|--------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|--------------------|-----------------------|
|              | 件数               | 金額                | 件数               | 金額                | 件数                 | 金額                    |
| 競争入札等        | ( 76.2 %)<br>237 | ( 92.2 %)<br>34.4 | ( 75.5 %)<br>219 | ( 87.1 %)<br>16.2 | ( △ 7.6 %)<br>△ 18 | ( △ 52.9 %)<br>△ 18.2 |
| 企画競争・公募      | ( 1.9 %)<br>6    | ( 2.1 %)<br>0.8   | ( 1.0 %)<br>3    | ( 2.2 %)<br>0.4   | ( △ 50.0 %)<br>△ 3 | ( △ 50.0 %)<br>△ 0.4  |
| 競争性のある契約(小計) | ( 78.1 %)<br>243 | ( 94.4 %)<br>35.2 | ( 76.6 %)<br>222 | ( 89.2 %)<br>16.6 | ( △ 8.6 %)<br>△ 21 | ( △ 52.8 %)<br>△ 18.6 |
| 競争性のない随意契約   | ( 21.9 %)<br>68  | ( 5.6 %)<br>2.1   | ( 23.4 %)<br>68  | ( 10.8 %)<br>2.0  | ( 0.0 %)<br>0      | ( △ 4.8 %)<br>△ 0.1   |
| 合計           | ( 100 %)<br>311  | ( 100 %)<br>37.3  | ( 100 %)<br>290  | ( 100 %)<br>18.6  | ( △ 6.8 %)<br>△ 21 | ( △ 50.1 %)<br>△ 18.7 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

(注3) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(2) 国立研究開発法人森林総合研究所における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数は74件(34.1%)、契約金額は7.5億円(45.5%)である。

平成25年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額とも減少傾向にある。

平成26年度の一者応札・応募の主な類型は、以下のとおりである。( )内は前年度

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ① 分析機器等研究用機器等の購入契約    | 20件 3.8億円(12件0.5億円) |
| ② 施設等保守管理等契約          | 13件 0.7億円(11件0.5億円) |
| ③ 調査、研究委託業務等契約        | 8件 0.7億円(4件0.4億円)   |
| ④ 分析機器等研究用機器の保守・点検等契約 | 7件 0.2億円(6件0.1億円)   |
| ⑤ 電気需給契約              | 6件 0.5億円(5件 0.7億円)  |
| ⑥ 試薬、液体窒素等の消耗品購入契約    | 5件 0.2億円(10件0.6億円)  |
| ⑦ 工事等契約               | 3件 0.4億円(7件4.0億円)   |

表2 平成26年度の国立研究開発法人森林総合研究所の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

|      |    | 平成25年度          | 平成26年度          | 比較増△減              |
|------|----|-----------------|-----------------|--------------------|
| 2者以上 | 件数 | 151 ( 65.1 %)   | 143 ( 65.9 %)   | △ 8 ( △ 5.3 %)     |
|      | 金額 | 25.6 ( 74.6 %)  | 9.0 ( 54.5 %)   | △ 16.6 ( △ 64.8 %) |
| 1者   | 件数 | 81 ( 34.9 %)    | 74 ( 34.1 %)    | △ 7 ( △ 8.6 %)     |
|      | 金額 | 8.6 ( 25.1 %)   | 7.5 ( 45.5 %)   | △ 1.1 ( △ 12.8 %)  |
| 合計   | 件数 | 232 ( 100.0 %)  | 217 ( 100.0 %)  | △ 15 ( △ 6.5 %)    |
|      | 金額 | 34.3 ( 100.0 %) | 16.5 ( 100.0 %) | △ 17.8 ( △ 51.9 %) |

(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2)合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3)比較増△減の( )書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

(注4)不落・不調の随意契約については本表には含まれないため、別表1の「競争性のある契約」の計数と一致しない。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用に係る物品及び役務の調達関係、業務運営に係る物品・役務等の調達関係及び一者応札・応募関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 研究開発用に係る物品及び役務の調達

研究開発用に係る物品及び役務の調達について、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

- ① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務取扱要領において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務取扱要領の改正】
- ② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】

## (2) 業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し

業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成27年度においては、①～③の取組を実施することで効率的な調達を目指す。

- ① 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】
- ② 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】
- ③ 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】

## (3) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募となっている調達について、平成25年度と比較して平成26年度は件数・金額とも減少している。平成27年度においては、①から③の取組を実施することで、更なる適正な調達を目指す。

- ① 入札審査委員会や契約監視委員会による事前審査・事後審査の実施【審査件数】
- ② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】
- ③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

### (1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事250万円を超える、物品の購入160万円を超える、役務100万円を超える）については、法人内に設置している契約監視委員会（外部委員2名、監事2名）にて、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【契約監視委員会における事前審査の実施】

### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

平成26年12月19日に調査委員会による原因解明状況を踏まえ、当所が公表した「独立行政法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）」における再発防止策について、その措置を継続する。

- ① 対応策については、業務監査を行う監事と連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。  
【監事意見等】
- ② 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】
- ③ 研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等についてマニュアルを作成し職員に周知する。【マニュアルの作成】

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受

ける。主務大臣の評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（企画・総務・森林保険担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事（企画・総務・森林保険担当）

副総括責任者 総括審議役（研究・育種）

委員 総括審議役（森林保険）、審議役（研究・育種）、審議役（総合調整）、  
企画部長、総務部長、契約適正化推進室長、管財課長

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事前又は、事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人森林総合研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達の合理化計画の改定を行うものとする。

## 特定母樹等普及促進会議の開催について

平成 27 年 7 月 28 日（火）に、（国研）森林総合研究所林木育種センターにおいて、特定母樹等普及促進会議が開催された。

この会議は、昨年度までエリートツリーの普及を目的としていた高速育種運営会議を発展的に解消し、エリートツリーを含む特定母樹を普及促進することを目的として新たに設置したものである。この度、全国で初めて、関東育種基本区にて開催された。

当日は、林野庁、森林管理局、県、森林組合、種苗組合、民間会社等の関係者 82 名参加のほか、報道機関も参加した。

林木育種センター大会議室で意見交換を行い、その後現地検討として、林木育種センター場内の特定母樹等定植地、コンテナ苗の育苗状況、また関東森林管理局森林技術・支援センターと共同研究を行っているスギのコンテナ試験地（日立市十王町高原 国有林内）を視察することで、特定母樹についての理解を深めた。



室内協議の様子



特定母樹等定植地の視察



スギコンテナ苗育苗状況の視察



コンテナ苗の試験地視察

全国安全週間ならびに準備月間の取り組みについて

最近の水源林造成事業実施地における労働災害の発生状況を踏まえ、水源林造成事業における労働災害ゼロを目指して、全国安全週間ならびに準備月間において以下のとおり造林者等への労働安全衛生指導に取り組むとともに、森林整備センター職員の労働安全に対する意識の強化を図った。

1. 現場における労働安全衛生指導

全整備局・全水源林整備事務所において、施業実行中の現場に赴き「安全指導チェック票」により、作業の安全状況の確認、必要な指導を行った。

今後、指導結果を踏まえ、更なる労働安全衛生指導に取り組むこととする。

| 実施内容                                | 実施結果  |
|-------------------------------------|---|
| 全国安全週間にあわせて、施業実行中の現場にて安全状況の確認・指導を実施 | 56カ所（全整備局・全水源林整備事務所）<br>〔うち1局5事務所では、<br>林業・木材製材業労働災害防止協会等と<br>合同の安全指導を実施〕 |



2. 全国安全週間における安全講話

職員の労働安全意識をあらためて喚起し、水源林造成事業における造林者等への労働安全衛生指導の強化を図るのため、全国安全週間初日の7月1日に森林整備センター本部において安全講話を実施した。

|      |   |
|------|---|
| 安全講話 | 「林業労働安全についての講話」<br>林野庁林業労働対策室 岡井室長 参加者 102名<br>(森林保険センター20名を含む) |
|------|---|

(参 考)

平成 27 年度 水源林造成事業における労働安全衛生指導の取組について

1. 森林整備センターの労働安全衛生管理体制と職員の指導能力の向上
  - 整備局及び水源林整備事務所における安全衛生管理体制の明確化、緊急連絡体制の整備等
  - 安全衛生に関する装備品等の点検・配備
  - 造林義務者への指導を担当する職員を対象とする研修の実施
    - ・ 労働安全衛生に係る基礎知識及び、応急処置等の技能の習得
    - ・ 林業機械（チェンソー及び刈払機）の基本的操作等の習得
  - 労働安全衛生をテーマとした研究発表の取組、研究機関との連携
2. 造林義務者に対する労働安全衛生指導（造林義務者等への指導の強化・充実）
  - 造林者会議等の活用
  - 実施計画作成指導時の労働安全衛生指導の強化・充実（作業工程、担当技術者の確認等）
  - 現地における指導の強化・充実（現地作業時の安全確認行動の徹底、安全パトロール等）
  - 自主的取組の推奨、他機関との連携等
  - 緊急連絡体制の整備
3. 請負・委託作業等を行う事業者等に対する労働安全衛生指導
  - 作業内容、工程、安全衛生指導に関する手順の明確化
    - （注）対象事業者等
      - ・ 造林木等の販売に係る買受業者等（立木販売及び素材販売に係る買受業者、販売委託契約における問屋業者並びに、素材運搬請負単価契約における請負者）
      - ・ 森林調査等の請負者等
      - ・ 現地検討会、植樹祭、現地案内等において、整備センター職員以外の関係者と共同して作業等を行う場合の当該関係者
4. 水源林造成事業地における労働災害発生時の対応
  - 緊急連絡、情報提供・注意喚起、現地調査、対策の策定に係る手順等の明確化
  - 災害発生時の報告・業務手順等の明確化（新規導入）
5. その他
  - 小冊子「林業労働における安全衛生確保のための遵守事項等」の配付（改訂）
  - 研修計画のとりまとめ